

令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりとなります。

健全化判断比率

指標名	令和3年度決算	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.80%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	18.80%	30.0%
実質公債費比率	9.8%	11.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	35.6%	65.4%	350.0%	

※これらの指標は、地方公共団体が通常水準の行政を行う上で、必要な一般財源の総額である標準財政規模に対する割合で算出されており、令和3年度の七飯町の標準財政規模（臨時財政対策債を含む）は78億1,799万1千円となっております。

■各指標名の内容

・実質赤字比率について

実質赤字比率とは、普通会計の標準財政規模に対する赤字の程度を指標化したもので、令和3年度決算における実質赤字がないため指標は算出されません。

・連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全ての会計の黒字・赤字を合算し、七飯町全体としての実質的な赤字の割合を指標化したもので、令和3年度決算における連結実質赤字がないことから算出されません。

・実質公債費比率について

実質公債費比率とは、地方債返済額の標準財政規模に対する割合を指標化したもので、令和3年度決算における実質公債費比率は9.8%となり、昨年度より1.4ポイント減少しております。

・将来負担比率について

将来負担比率とは、地方公共団体の地方債や公営企業、第三セクターなどの出資法人を含めた全会計における将来負担の可能性のある現時点での支出額について、標準財政規模に対する割合を指標化したものです。令和3年度決算における将来負担比率は35.6%となり、昨年度より29.8ポイント将来への負担が減少しております。

令和3年度決算においては、令和2年度決算と同様に全ての指標が「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を下回っております。

なお、指標のいずれか1つが「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」の策定が義務付けられます。また、「財政再生基準」を超えると、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、国による関与のもとで財政再生を行わなければならなくなります。

資金不足比率

指標名	会計名	令和3年度決算	財政再生基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%
	下水道事業会計	—	20.0%
	土地造成事業特別会計	—	20.0%

・資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業会計における資金不足の割合を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、「経営健全化基準」を超える資金不足が発生した公営企業は「経営健全化計画」を策定し、経営健全化に努めなければなりません。

令和3年度決算における資金不足はいずれの公営企業会計にも発生しておりません。なお、資金不足比率は公営企業会計の性質上、長期の経営により将来解消できる資金不足額を差し引くこととされています。